

藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に関する条例の一部改正に
ついて

藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に関する条例の一部を次のように改正
する。

2013年（平成25年）2月18日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に関する条例の一部を改正
する条例

藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に関する条例（平成20年藤沢市条例
第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号中「共同住宅又は」を「共同住宅、下宿、長屋又は」に改め、
「含む。」の次に「以下この号において同じ。」を、「除く。」の次に「以下この
号において同じ。）の数（2以上の敷地が一団地を形成している場合においては、
それらの敷地に建築される建築物の共同住宅、下宿、長屋又は寄宿舎で、床面積が
37平方メートル以下である住戸の数を合計したもの」を加え、同項第7号中「建
築物の建築の用に供する目的で行う」を削る。

第16条第1項中「規定する事項」の次に「、津波避難ビル（津波が発生し、又
は発生するおそれがある場合に、一時的かつ緊急に避難場所となる建築物として市
長の指定を受けたものをいう。）に関する事項」を加える。

第34条中「以上であるものに限る」を「以上であるものに限り、大規模建築物
に該当するものを除く」に改め、「（中高層建築物に該当するものを除く。）」を
削る。

第41条の見出し中「防災倉庫」を「防災備蓄倉庫」に改め、同条第1項中「防
災機材」を「防災資機材」に、「防災倉庫」を「防災備蓄倉庫」に改め、同条第2

項中「前項の防災倉庫」を「防災備蓄倉庫」に、「1.6平方メートル」を「0.1平方メートルに住戸の数を乗じた面積」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 防災備蓄倉庫は、建築物の階数や高さに応じ、居住者の利用の容易性、津波による浸水の影響等を考慮した適切な場所に設置しなければならない。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、都市の防災力を高めるため津波避難ビルに関する事項を事前協議の対象として規定するとともに防災備蓄倉庫の整備基準を強化する等の必要による。